

The logo for BPO (Broadcasting Ethics & Program Improvement Organization) features the letters 'BPO' in a large, bold, dark blue serif font. The letter 'B' has a white circular cutout in its upper right section. The letters are set against a background of a light gray grid that is slightly offset and layered behind the text.

Broadcasting Ethics & Program
Improvement Organization

放送倫理・番組向上機構

BPO

Broadcasting Ethics & Program
Improvement Organization

正確な放送と
放送倫理の高揚のために





飽戸 弘

放送倫理・番組向上機構 [BPO] 理事長

私は、9年にわたって「放送と人権等権利に関する委員会」(BRC)の委員を務めましたが、その間に得た経験は、放送に対する視聴者の期待がいかに大きいか、ということでした。2003年7月に「放送番組委員会」および「BRC」と「放送と青少年に関する委員会」を統合した「放送倫理・番組向上機構」(BPO)が誕生しました。さらに2007年5月には「放送番組委員会」を発展的に解消して、虚偽の放送が行われた場合に調査・審理する役割も担う「放送倫理検証委員会」を発足させました。

今日、BPOの最も大切な役割は、視聴者のこうした大きな期待にどう応えるか、ということにあると思います。そのためには、虚偽の放送によって視聴者に与えた誤解や、放送による人権侵害、青少年に与える放送の影響等に関する視聴者の疑問や苦情に対して、BPOが公正で適切な判断を独立した立場で表明し、放送局に伝えなければなりません。憲法で保障された言論・表現の自由を充分尊重することはもちろんですが、それも視聴者の支持と認識がなければ、絵に描いた餅になるでしょう。

放送界の第三者機関として、その名に恥じないよう職責を果たして参りたいと思います。

BPO

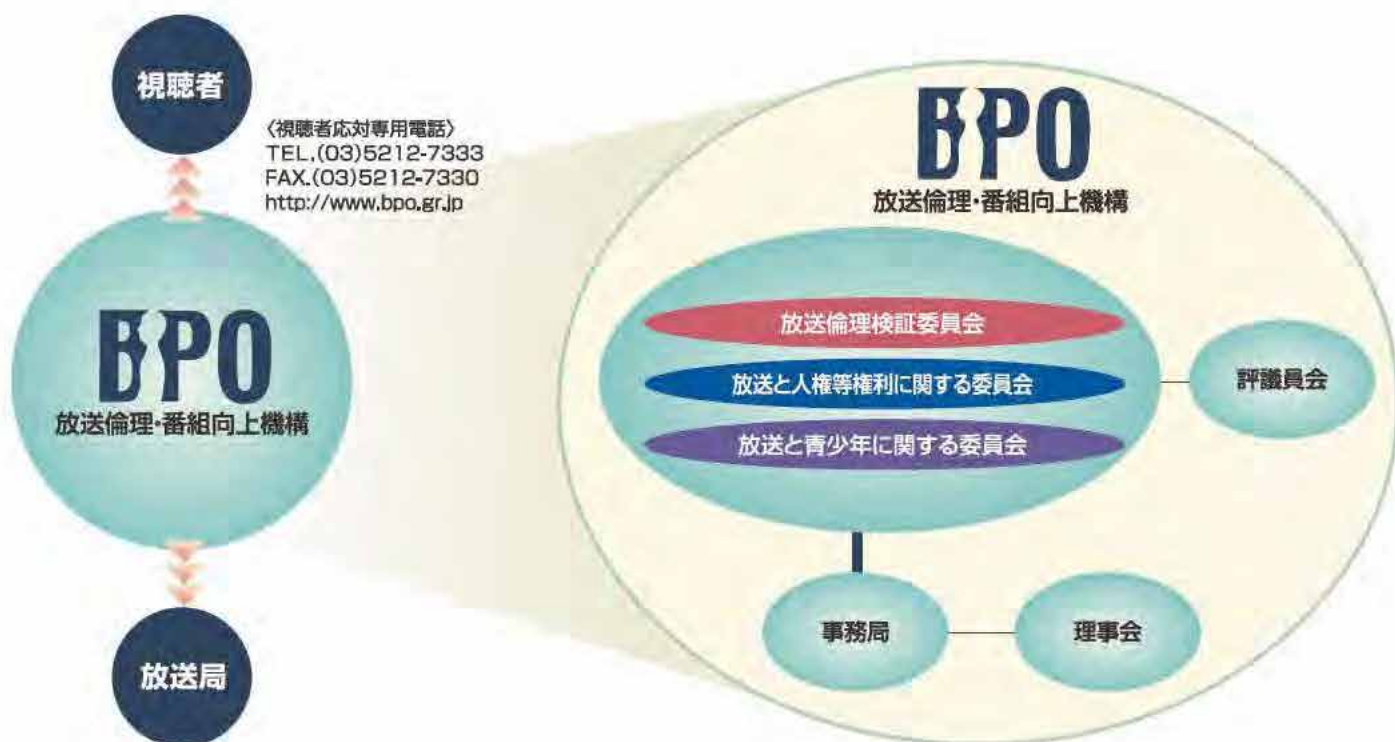
Broadcasting Ethics & Program
Improvement Organization

BPOは、放送事業の公共性と社会的影響の重大性に鑑み、言論と表現の自由を確保しつつ、視聴者の基本的人権を擁護するため、放送への苦情や放送倫理上の問題に対し、自主的に、独立した第三者の立場から迅速・的確に対応し、正確な放送と放送倫理の高揚に寄与することを目的としています。

放送番組の向上のための審議と虚偽放送についての検証を行う「放送倫理検証委員会」、放送による人権侵害を救済するための「放送と人権等権利に関する委員会」(放送人権委員会)、青少年が視聴する番組の向上に向けた意見交換や調査研究を行う「放送と青少年に関する委員会」(青少年委員会)を設置しています。

BPOを構成する各放送局は、各委員会から放送倫理上の問題を指摘された場合、具体的な改善策を含めた取組状況を一定期間内に委員会に報告し、BPOはその報告などを公表します。

BPOの運営は、NHKおよび民放連、民放各社の拠出によっていますが、第三者性を担保するために放送関係者外から理事長と理事3名が就任するとともに、各委員会委員の人選も、第三者で構成される評議員会が行っています。



- 「理事会」は、理事長と理事9名の計10名で構成されています。理事長は、放送事業者の役職員およびその経験者以外から理事会で選任されます。理事は、放送事業者の役職員以外から3名を理事長が選任し、日本放送協会(NHK)および日本民間放送連盟(民放連)が各3名を選任します。
- 「事務局」は、視聴者からの意見・苦情を受け付け、その内容を委員会に報告するとともに、各委員会の審議に協力します。事務局は、専務理事、理事・事務局長、各委員会担当調査役、視聴者対応担当者などで構成されています。

放送倫理検証委員会は、放送倫理を高め、放送番組の質を向上させるための審議を行い、必要に応じて意見として公表します。

また、虚偽の内容により視聴者に著しい誤解を与えた疑いのある番組が放送された場合、放送倫理上問題があったか否かを調査・審理して「見解」または「勧告」を出します。

場合によっては、問題の再発防止を放送局に求めます。

委員会の権限と、放送局の協力・遵守事項を明確にし、実効性を担保するために、BPOと各放送局が個別に合意書を取り交わしています。

【虚偽放送が疑われる事案についての審理】

（審理対象番組）

審理対象となる番組は、次のような端緒を基に委員会の判断で決定されます。

- ①放送事業者から自主的に委員会に報告があった番組
- ②番組関係者や外部関係者、視聴者などから指摘された番組
- ③その他、委員会が必要と判断した番組

（調査体制）

委員会は、対象番組の審理のために必要な調査を行います。放送事業者および制作会社など関係者に対して関連資料や、放送済みテープなどの提出を求め、事情聴取を行うことができます。委員会は、事案に応じて、専門家からなる特別調査チームを設置したり、当該放送事業者に対して、第三者による調査委員会の設置を勧告することもできます。

（判断基準）

委員会は、各放送局が定めた番組基準やガイドラインも参考にして、放送倫理上問題があるかどうかを独自に判断します。

放送倫理
検証委員会
委員

委員長



川端 和治
(かわばた かずひろ)
弁護士

委員長代行



小町谷 育子
(こまちや いくこ)
弁護士

委員長代行



吉岡 忍
(よしおか のぶ)
作家

委員



石井 彦壽
(いしい ひこあき)
東北学院大学大学院教授
弁護士



香山 リカ
(かやまり りか)
精神科医



是枝 裕和
(これえだ ひろかず)
映画監督



重松 清
(しげまつ きよし)
作家



立花 隆
(たちばな たかし)
評論家



服部 孝章
(はっとり たかあき)
立教大学社会学部教授



水島 久光
(みずしま ひさみつ)
東海大学文学部教授

放送と人権等権利に関する委員会(放送人権委員会)は、
放送による人権侵害の被害を救済するための委員会です。
人権侵害を受けたという人からの苦情申立てを受けて、第三者の立場から
無料で迅速、公正に審理し、「勧告」または「見解」として公表します。

《審理の対象となるもの》

- ・ 名誉、プライバシー、肖像等の権利侵害、およびこれらに関連する放送倫理上の問題
- ・ 公平・公正を欠いた放送により著しい不利益を被った人からの申立てで、委員会が認めたもの
- ・ 原則として、放送日から3か月以内に放送局に伝えられ、かつ、1年以内に委員会に申し立てられたもので、放送局との話し合いで解決できなかったもの
- ・ 原則として、権利侵害を受けた個人またはその直接の利害関係人からの申立て
- ・ 団体からの申立ては、団体の規模、社会的性格等に鑑み、委員会が相当と認めたとき

《審理の対象とならないもの》

- ・ 個別の番組ではなく、放送全般に対する苦情
- ・ 放送番組の制作担当者個人に対する苦情
- ・ 裁判で争っているものや損害賠償を求めるもの
- ・ CMに関する苦情
- ・ BPO加盟社以外の放送番組

放送人権 委員会委員

委員長



三宅 弘
(みやけ ひろし)
弁護士

委員長代行



奥 武則
(おく たけのり)
法政大学
社会学部教授

委員長代行



坂井 眞
(さかい まこと)
弁護士

委員



市川 正司
(いちかわ まさし)
弁護士



大石 芳野
(おおいし よしの)
写真家



小山 剛
(こやま こう)
慶應義塾大学
法学部教授



田中 里沙
(たなか りさ)
宣伝会議
取締役編集室長



林 香里
(はやし かおり)
東京大学大学院
情報学環教授



山田 健太
(やまだ けんた)
専修大学
文学部教授

苦情申立てから「委員会決定」の通知・公表まで

STEP 1 苦情

放送によって人権を侵害された
と思ったときは、その放送を行
った放送局に苦情を伝えてく
ださい。
苦情は、まず放送局が対応して
解決にあたります。

STEP 2 申立て

放送局との話し合いで解決せ
ず、委員会に救済を求める方は
申立書を提出してください。
申立て用紙は、BPOのホーム
ページにあります。

STEP 3 審理

委員会は、申立ての内容を検討
し、番組も視聴して審理を開始
するかどうか決定します。
審理入りした場合は、申立人と
放送局から提出された資料な
どをもとに審理を行い、必要に
応じて直接話を聞くヒアリング
を行います。

STEP 4 通知・公表

委員会は、審理の結果を「委員
会決定」として勧告または見解
にまとめ、申立人と放送局に
通知し、記者会見をして公表し
ます。
放送局は、決定内容を放送する
ことになっています。

「放送と青少年に関する委員会」(青少年委員会)は、
 青少年に対する放送や放送番組のあり方に関する視聴者からの
 意見などを基に審議します。
 さらに、青少年が視聴する番組の向上に向けた意見交換や調査研究などを通して、
 視聴者と放送事業者を結ぶ回路としての役割を担います。
 青少年委員会は、審議に基づく「見解」や審議内容、視聴者からの意見の概要などを
 当該放送局をはじめ放送事業者に通知するとともに公表します。

「中高生モニター制度」

青少年委員会の審議の参考のため、青少年から直接意見を聞く「モニター制度」を設けています。
 2006年度から始めた「中学生モニター制度」を2010年度より高校生までその枠を広げ、約30人の
 モニターを公募し、月に1回、テレビ・ラジオ番組に対するレポートを送ってもらっています。期間は1年間で、
 年度末に「モニター会議」を開催し、中高生の視点で放送について意見交換を行っています。

「調査研究」及び「シンポジウム」

2000年度から4年間、子どもを保護者と共に追跡調査した「青少年へのテレビメディアの影響調査」を実施。
 2006年度は、「今、テレビは子ども達にどう見られているか?」というインタビュー調査を実施。
 2008年度から2009年度にかけて、10代後半から20代前半を対象に「デジタルネイティブはテレビを
 どう見ているか?」という視聴実態調査を実施。
 調査研究結果の公表と共にシンポジウムを開催し、多くの放送局や関係者が参加している。

青少年
委員会
委員

委員長



汐見 稔幸
(しおみ としゆき)
白梅学園大学学長

副委員長



境 真理子
(さかい まりこ)
桃山学院大学
国際教養学部教授

委員



小田桐 誠
(おだぎり まこと)
ジャーナリスト



加藤 理
(かとう おさむ)
東京成徳大学
子ども学部教授



川端 裕人
(かわはた ひろと)
作家



最相 葉子
(さいしょう はつぎ)
ノンフィクションライター



萩原 滋
(はぎわら しげる)
慶應義塾大学メディア・
コミュニケーション研究所教授



渡邊 淳子
(わたなべ じゅんこ)
弁護士

BPO

放送倫理・番組向上機構

〒102-0094 東京都千代田区紀尾井町1-1
千代田放送会館7階

TEL.(03)5212-7333(視聴者応対専用電話)

FAX.(03)5212-7330

<http://www.bpo.gr.jp>

■沿革 ■民放連とNHKが、1969年5月に設立した「放送番組向上協議会」(番組委員会と青少年委員会を運営)と、97年5月に設立した「放送と人権等権利に関する委員会機構[BRO]」(放送と人権等権利に関する委員会[BRC]を運営)を統合し、第三者機関としての機能強化と、機構に対する各放送局の対応の改善を図り、放送界全体の自主自律の姿勢を社会に示すために、2003年7月1日に任意団体として発足しました。